第三十二～五十四南極特別保護地区	（略）
第五十五南極特別保護地区	一～七　（略） 八　原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 九　（略） 十　航空機は当該地区の地表から六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十一　科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 十二～十九　（略）
第五十六南極特別保護地区	（略）
第五十七南極特別保護地区	一～七　（略） 八　原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 九　（略） 十　航空機は当該地区の地表から六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十一　（略） 十二　原則として、当該地区内では野営しないこと。 十三～十九　（略）
第五十八南極特別保護地区	一　（略） 二　原則として、当該地区内に航空機を着陸しないこと。 三～十六　（略）
第五十九南極特別保護地区	一～九　（略） 十　原則として、航空機は当該地区の地表から六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十一～十九　（略）
第六十～六十六南極特別保護地区	（略）

第三十二～五十四南極特別保護地区	（略）
第五十五南極特別保護地区	一～七　（略） 八　管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 九　（略） （新設） 十　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 十一～十八　（略）
第五十六南極特別保護地区	（略）
第五十七南極特別保護地区	一～七　（略） 八　当該地区内では車両を使用しないこと。 九　（略） （新設） 十　（略） 十一　当該地区内では野営しないこと。 十二～十八　（略）
第五十八南極特別保護地区	一　（略） （新設） 二～十五　（略）
第五十九南極特別保護地区	一～九　（略） （新設） 十～十八　（略）
第六十～六十六南極特別保護地区	（略）